茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1–93
TEL 029-305-3075　FAX 029-305-3317
www.ihsfu.net

分会代表者会議で職場の諸問題について討議

４月６日に水戸で開催した茨城県高等学校教職員組合の〈分会代表者会議〉で、参加者が職場の現状や問題点について報告した。それらはいずれも、ひとつの職場だけの問題というものではなく、多くの職場に共通した問題であった。当日報告されたなかから、３点について概要を紹介する。

入学試験採点における過重負担の現状

那珂高校分会　井樋守正

昨年度３月の高校入試における本校の受験者数は、募集定員 160 人のところに 1.26 倍の 203 人だった。３月３日の学力検査、翌４日午前中の特色選抜面接ののち、同日 14 時から 16 時 30 分まで学力検査の採点業務をおこなった。そのうち国語科の採点担当者は６人（国語科教員５人と他教科の１人）で、まず「大問」３と４（配点合計 30 点）を採点した。「これで明日は余裕だね」と皆で確認し、その日は終了した。

翌５日、６人を２人ずつの３組に分け、１組はここ何年か採点基準設定に苦慮し時間のかかる「作文」問題（配点 10 点）の採点と１回目の点検を、もう一組が２回目の点検を担当することとした。

９時から作業を開始し、昼食休憩 45 分をはさんで採点と２回の点検、さらに得点合計点算出と２回の点検が終わったのは 17 時過ぎ、得点合計点のコンピュータ入力とその２回の点検が終了したのが 18 時近くで、他教科にも大きく遅れた。

その後、一部の学検委員が学検内規・細則に基づいて作成したデータの抽出検査をおこなった。全部を終えたのは 21 時だった。翌週の 10 日と 11 日には、合否判定会議のための資料作成と会議のリハーサルをおこなった。

５日の学検業務が 21 時までかかった原因は、「作文」問題の採点に著しく手間がかかることである。それほど時間がかかるのなら２人でなく３人にすればよいという考えもあるが、３人となると採点基準のすりあわせも大変だし、残り 60 点分の採点を別の３人が担当するとなると要する時間はかなりなものである。

条件を満たさない解答はばっさり０点にしてもよいのだが、合否に直結する問題だし、学校としての「平均点」に少なからず影響することもあり、「部分点」で採点をおこなうことになる。

たいへん手間のかかる「作文」については改善すべきだと、毎年「意見」を県教委に出しているのだが、かえって年を追うごとに手間がかかるようになっている。今年の採点は特に大変だった。英語の「英作文」でも同様の傾向だという。

このような状況は本校だけではあるまい。募集定員を大幅に超過した学校ではさらに顕著だろう。県教委は、勤務時間を大幅に越えて採点業務がおこなわれている実態を調査し、改善措置をこうずるべきだろう。

「学検手当」を支給すればよいとか、各校・各教科の「自助努力」でなんとかなるという問題ではない。

音楽の授業中に熱中症で救急搬送

石岡二高分会　佐々木正久

昨年、夏の猛暑日に特別棟教室での「音楽」の授業中に生徒が熱中症で倒れ、救急車で搬送された。本校の音楽室は日当たりが非常によくて、それが裏目に出た形だ。

県南地区では、「保護者負担」による普通教室へのエアコン設置が実施されていないのは本校だけという話も聞く。しかし問題が起きたのは特別等の教室だ。

普通教室にエアコンが設置されたとはいっても、ほとんどの学校の特別棟にはエアコンは設置されていない。音楽室や美術室、書道室などでの芸術の授業や調理室などでの家庭科の授業は毎時間エアコンのない教室でおこなわれる。調理室は火を使うことで、暑さが倍加する。

特別棟の教室へのエアコン設置は、保護者負担ではなく、県教委の予算でおこなうべきものである。エアコンの設置基準の見直しも早急におこなうべきだ。

分会では、昨年８月の教育条件に関する県教委との交渉の際、県教委負担によるエアコン設置を要求した。今年も同じ要求を出すつもりでいる。

この問題はすべての県立高校に共通した問題でもある。他分会でも、芸術科や家庭科の教員と情報を交換しながら、特別教室のエアコン設置要求を出してほしい。

司書のいない学校図書館はどうなっているか

那珂高校分会　井樋守正

１学年４クラスの那珂高校で、学校図書館司書がいなくなってから、10 年以上が経過した。

私は図書部に所属するようになって３年目で、今年から図書部長になった。かつて校務分掌としての図書部は、比較的仕事量が少なく、「裏方」的・「窓際」的なものと思われてきた。しかし、司書のいない図書館の仕事には結構な覚悟がいる。

図書館司書なしで図書館を機能させるには、図書部の教員４人の協力のほか、各クラス２名、合計 24 名の図書委員生徒のサポートが不可欠である。

いったい本校において、教員・生徒がどの程度司書的業務をおこなっているのか、昨年度の例

【２面右下につづく】

障害児学校の教育条件整備で今年度一定の前進

今年度の茨城県予算で、特別支援学校における不足教室の解消、ならびに普通教室の空調設備の整備が措置された。。

今年度予算で整備されるのは以下の３事業。

① 勝田特別支援学校の過大過密解消のため県北地区特別支援学校（仮称）の整備
　2015 年度に小学部先行開校、2016 年度全面開校

② 美浦特別支援学校の校舎増築
　2014 年度に基本設計と実施設計、2015 年度に工事、2016 年度供用開始

③ 2016 年度までに小中学部の全普通教室に空調設備整備
　県南・県西の比較的気温の高い地域より順次整備、３年間ですべての特別支援学校に整備

②について県教委は「2013 年度の不足教室 16 教室を補う数の増築」と説明している。

③について高教組は、今回全「普通教室」としているが、どの特別支援学校でも教室不足のため特別教室を転用しているのであるから、現在「普通教室」として使用しているすべての場所への設置を求めた。県教委財務課は「予算も限られてはいるが、学校と良く相談してすすめたい」と回答した。各学校で現状にあった要求をしていくことが必要である。

これらはいずれも茨高教組障害児学校部が子どもたちの学ぶ権利の保障の観点から長年にわたって強く求めてきたものである。障害児学校部がおこなってきた県議会請願などで示された父母・教職員・県民の「障害児教育をより豊かにものに」との願いや要求にこたえたものといえる。

ただし、これらの事業が完了しても「県内複数の学校で、あわせて 130 室程度の教室不足の状況が残る」状態（茨城県議会第１回定例会予算特別委員会での教育長答弁）は、抜本的には解決されない。

「教室不足」は学ぶ場の制約にとどまらず、教育内容をも限定的なものにしている。障害児の確かな学びを保障するためには、新たな学校のさらなる増設を含めた抜本的整備が、早急にはかられなければならない。⌘

立憲主義とは何か ── “約束としての憲法”という表現の問題性

憲法普及会『新しい憲法　明るい生活』以来の常識的憲法理解

憲法が人権を与えるという誤解

文部省が中学校１年生用のテキスト『あたらしい憲法のはなし』を発行する３か月前の 1947（昭和 22）年５月３日、憲法普及会編『新しい憲法　明るい生活』という小冊子が 2000 万部発行され、政府によって日本中の家庭に配付された。そこでは次のとおり説明されていた。

(A)　人はだれでもみんな生れながらに「人としての尊さ」をもつている。この尊さをおかされないことが人として最も大切な権利であろう。新憲法は何よりさきに、まずこの権利を与えてくれる。（第 11 条）

(B)　このように新憲法は新しい日本の骨組を定め、また私たちや私たちの子孫に対して大切な権利を**約束**してくれた。この新憲法はわが国の最高の定めであつて、他の法律や命令などもすべてこの定めにもとづくものである。

(C)　私たちは新憲法によって、ずいぶん多くの自由や権利を与えられたが、一生懸命努力して、これを大切に守ってゆく義務がある。

人権は憲法によって国民に与えられたものであり **(A)**、最高法規である憲法は、私たちとその子孫に権利を約束した **(B)**。私たちは自由や権利を与えてくれた憲法を守る義務がある **(C)**、という論理である。これは『あたらしい憲法のはなし』と同様である（第 1081 号）、

ふたつの「約束」論

『新しい憲法　明るい生活』は、さらに次のように説明する。

(D)　私たち日本国民はもう二度と再び戦争をしないと誓つた。（第９条）これは新憲法の最も大きな特色であつて、これほどはつきり平和主義を明かにした憲法は世界にもその例がない。私たちは戦争のない、ほんとうに平和な世界をつくりたい。このために私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となつて平和を守ることを世界に向つて**約束**したのである。

このように、憲法は２つの意味において「約束」として理解される。すなわち、第一に、「私たちや私たちの子孫に対して大切な権利を約束し」た、ということであり **(B)**、第二に、「私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となつて平和を守ることを世界に向つて約束した」ということである **(D)**。

まず、第一の「約束」から検討する。自然権利論・社会契約論に立脚する日本国憲法における、憲法と人権の関係は次のとおりである（第 1075 号）。

(i)　日本国民 **we, the Japanese people** は、出生により、個人 **individual** として、基本的人権 **fundamental human right** を、与えられる **be conferred**（信託される **be conferred ..... in trust**）。

(ii)　憲法 **Constitution** は、日本国民が個人として与えられた（信託された）基本的人権を、保障 **guarantee** する。

(iii)　日本国民 **we, the Japanese people** は、これら **(i)(ii)** を確認 **recognize** し、憲法 **Constitution** として制定する。

「私たちや私たちの子孫に対して大切な権利を約束し」たという場合の「約束」とは、一見すると、**(ii)** の憲法が人権を保障する **guarantee** という意味のようである。しかし、**(A)** のとおり「新憲法は何よりさきに、まずこの権利を与えてくれる」といっていることから判断すると、『新しい憲法 明るい生活』の基本的主張は、憲法が人権を与える **confer** というものである。「約束」は保障する **gurantee** ことなのではなく、与える **confer** ことの「約束」と理解するほかない。この第一の意味での「約束」は憲法を誤解するものである。

第二の意味の「約束」は少々複雑である。日本国憲法全体がそうであるのだが、当然第９条の名宛人は国家である（「立憲主義」）。「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」た日本国民が、具体的に「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を永久に放棄し、戦力と交戦権を保持しない国家を設立したのである。

それを「平和を守ることを世界に向つて約束した」と言っているのだが、それは憲法の本来的意味内容ではなく派生的効果というほかない。この第二の意味の「約束」論は、第一の意味のようにあきらかな誤謬というわけではないが、比喩的表現という程度にとどまるものだろう。

一般化した「憲法＝約束」論

しかし、日本国憲法をめぐる政治動向・世論動向が、つねに「第９条」を中心に展開してきた戦後日本社会においては、「第９条」を「約束」という語彙のもとで理解することがかなり一般的化した。しかもこれは、「改憲派」より「護憲派」のほうに顕著な傾向だったといえよう。

次は、2000 年５月２日の『朝日新聞』記事の一節である（「９条は世界との『約束』、1950 年代に強い改憲論（憲法Ｑ＆Ａ）」）。

太郎：憲法改正は、故障した機械の部品をかえるのとは違う。九条は、国際社会で日本が二度と軍事的覇権を求めないと世界に約束した文書としての意味がある。

若手の憲法学者の木村草太准教授（首都大学東京）は次のように述べる（http://synodos.jp/intro/4633、「憲法学者・木村草太氏インタビュー」、2013 年６月 24 日）。

国家にとって、正統性の確保は重要な問題です。〔……〕どうして国家への強制加入が許されるのか、どうしてその国のルールを押し付けることが許されるのか、ということが当然問題になるでしょう。この問題への憲法学の答えは、国家が国民から集めた資源を公共の利益のために使うこと、また、国家が国民の人権や自由・平等を尊重することを約束するから、というものです。国家がこうした約束を守ることによって、国家が権力を独占し、国民を強制的に加入させ、ルールに従わせる正統性が確保できるわけです。

第９条を「約束」として理解するだけでなく、憲法全体をも「約束」ととらえるようになるのは、自然のなりゆきだった。しかし、「約束」という曖昧な語彙が普及することで、ざんねんなことに戦後日本社会における「立憲主義」理解はおおきく後退することになった。　⌘

【１面分会代表者会議記事つづき】

について一覧表にしてみた。

○新着図書登録･配架（年 10 回）
　１回あたり 70 ～ 80 冊（10 万円未満）の「登録」から「配架」までの業務。１人でおこなえば、１回あたり２日
○カウンター当番
　生徒が１日２時間（昼休みと放課後）、週に５日
○選書リストづくり（年 10 回）
　教員が１回あたり２時間
○書架請求番号順整理（随時）
○返却本を書架に戻す。（随時）
○ディスプレイ指導（随時）
○蔵書点検（年１回、４日間）
　教員が１日あたり６時間
　　× ４日 × ４人
　生徒が１日あたり６時間
　　× ３～４日 ×24 人
○選書会（年４回）
　教員１回（生徒引率）４時間
　　× ２人 × ４回

これらの「司書」的業務は、毎日おこなわれてはじめて「図書館」としての機能が維持できるものである。本校では４人の部員で手分けして行っているが、専任者がおこなうような手際のよさはない。そして本来は教諭が手を出さなくても済む業務である。

茨城の高校全体で、ほかの業務（事務、実習など）と「兼務」している者も含めて、「図書館司書」の配置率は約 50 パーセントである。司書未配置校では、配置校に比べて図書館運営のために相当な負担が教員・生徒に及んでいるほか、「図書館サービス」の点でもなおざりにされているといえる。

県教委は、学校図書館司書の配置を真剣に検討すべきだ。すべての学校に司書教諭でなく、学校司書を配置できないならば、せめて別枠で予算措置して、部分的・臨時的に要員をあてるなどの対応をとるべきだろう。担当教員・生徒の負担に「学校間格差」があってはならない。⌘